

人事委員会史

～ 70 周年（復帰 50 年）記念誌～

沖縄県人事委員会

発刊にあたって



沖縄県人事委員会委員長 島袋 秀勝

本年は、本土復帰から50年の節目となる年であり、琉球政府人事委員会発足から通算して70年を迎える年となります。このことを記念して、人事委員会史～70周年（復帰50年）記念誌～を発行することとなりました。

戦後、アメリカ合衆国の施政権下の本県においては、昭和27年4月に公布された琉球公務員法に基づき、同年5月に琉球政府人事委員会が設立されました。また、翌年に制定された琉球政府公務員法においても、琉球政府人事委員会が存置され、本土復帰後は、地方自治法及び地方公務員法に基づく沖縄県人事委員会として再出発を致しました。

琉球政府時代には戦後の混乱期から復帰までの激動期にあって、また、復帰前後には社会全般の仕組みや制度が激変する中において、現代的な人事行政の理念に基づく公正・中立な人事行政機関としてその役割を全うし、その後も公務員制度の改革に対応し、多くの成果を挙げてきたものと自負しているところであります。

これも、ひとえに、歴代の人事委員、事務局職員の不断の御尽力と関係各位の深い御理解と御支援の賜であり、ここに改めて感謝申し上げるとともに、深く敬意を表するものであります。

さて、現在、我が国においては、国際化及び情報化の進展、人口構造の変化や感染症の拡大等の経済社会情勢の中で、社会経済システムの再構築が行われ、行政組織の再編・合理化、規制緩和の推進、行政評価システムの導入等、簡素で効率的な行政の実現に向け、その改革が進められております。

本県においても、県内の厳しい経済状況や激しく変動する社会環境に対応するため、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」が策定され、社会・経済・環境の三つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」の実現に取り組んでおります。

また、全国同様に、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大、長期化している現下の状況において、公務が果たすべき役割はこれまで以上に多岐にわたっており、このような状況において、県民生活の安定及び経済の回復のためには、組織のパフォーマンスを最大化し、簡素で効率的な行政体制を構築する必要があります。

そのためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者であるということを改めて自覚し、自らの倫理の保持と公務能率や行政サービスの向上に努めることが重要であるとともに、職員一人ひとりが能力を十分に発揮できる勤務環境を整えることもまた重要であります。

我々人事委員会は、地方公共団体の職員の任免や給与制度等の人事管理が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックするとともに、専門的観点から調査研究や勧告などを行うため、独立して設置されている公平・中立な機関であります。

これまでの諸先輩方が築き上げた功績を元に、人事行政の公正の確保と職員の利益の保護等その使命の達成に向け、人事委員及び事務局職員全員で取り組んでいく所存でありますので、今後とも、関係各位の一層の御指導、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます、御挨拶といたします。



70周年を祝して

沖縄県知事 玉城 デニー

はいさい、ぐすーよー、ちゅうーうがなびら。

沖縄県人事委員会が、創立70周年を迎えられましたことを心からお慶び申し上げます。

昭和27(1952)年5月に琉球政府人事委員会として発足して以来、激動する社会経済情勢の変化の中で、公務員制度の確立に努め、職員の任用、給与、服務等公平な人事行政の推進に多大な貢献を果たされました。ここに歴代委員を始め、事務局職員の長年の御尽力に対し心から敬意を表します。

昨年、沖縄県は、本土復帰から50年の節目を迎えました。5次にわたる沖縄振興計画等により、社会資本整備は着実に進み、観光・リゾート産業や情報通信関連産業の成長など様々な成果を上げてまいりました。

一方で、一人当たり県民所得が全国最低の水準にあるなど、自立型経済の構築はなお道半ばにあるとともに、離島の条件不利性、米軍基地問題等の沖縄の特殊事情から派生する固有課題に加え、子どもの貧困の問題、雇用の質の改善等、重要性を増した課題や新たに生じた課題等も明らかとなっています。

復帰50年の節目の年にスタートした「新たな振興計画」においては、県民が「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成を施策展開の基本的指針として掲げるとともに、持続可能な開発に向けて全ての国が取り組む国際社会全体の共通目標であるSDGsを取り入れ、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する形で、「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成、「強くしなやかな自立型経済」の構築、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の基軸的な3つの基本方向を示しています。

また、今後50年先を見据え、これまでの沖縄のあゆみや発展等を振り返り、先人たちが将来を担う子や孫たちのために描いた新生沖縄像と現状とを比較し、新たな建議を行ったところです。

社会が大きく変化する過程においては、公務の役割はより重要性を増し、県民が安心して暮らせる社会の実現に向けた有為な公務人材の安定的な確保が重要となります。

この国全体が超高齢社会となった現在、人生100年時代における多様な働き方も求められており、公務においては令和5年度から現在の60歳定年が段階的に65歳に引き上げられることとなる等、時代の要請に応じた公務員制度の確立が求められていきます。

沖縄県人事委員会におかれましては、持てる権能をいかに発揮され、将来を十分に見据えた公務のあり方を引き続き研究いただき、県民の福祉の向上へ繋がる職員の職務能力の向上等に資する公務員制度の整備に御尽力されることを期待しております。

この度の創立70周年を新たな節目とされ、この後なお一層発展されますことを祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

給与勸告
(令和4年10月4日)



副知事手交



議長手交

目 次

| | |
|----------------------|-------------------|
| 発刊にあたって | 沖縄県人事委員会委員長 島袋 秀勝 |
| 70周年を祝して | 沖縄県知事 玉城 デニー |
| 第1章 人事委員会の概要 | 1 |
| 1 琉球政府人事委員会の設立 | 1 |
| 2 沖縄県人事委員会の設置 | 1 |
| 3 人事委員会の権限 | 1 |
| (1) 行政的権限 | |
| (2) 準司法的権限 | |
| (3) 準立法的権限 | |
| 4 人事委員会の委員 | 2 |
| 5 人事委員会の運営 | 2 |
| 6 事務局 | 3 |
| (1) 事務局の組織の変遷 | |
| (2) 事務分掌 | |
| (3) 事務局職員の定数の推移 | |
| (4) 事務局長 | |
| 第2章 業務の概要 | 7 |
| 第1節 任用関係業務 | 7 |
| 1 琉球政府の任用制度と採用試験の状況 | 7 |
| (1) 琉球政府公務員法制定以前 | |
| (2) 琉球政府公務員法制定後 | |
| (3) 職階法に基づく採用試験 | |
| (4) 上級試験の実施 | |
| 2 復帰後の採用試験・選考の状況 | 8 |
| (1) 上級試験 | |
| (2) 中級試験 | |
| (3) 初級試験 | |
| (4) 警察官採用試験 | |
| (5) 障害者を対象とした選考試験 | |
| (6) 民間企業等職務経験者試験 | |
| (7) 採用選考 | |
| 3 昇任試験・選考の状況 | 13 |
| (1) 昇任試験 | |
| (2) 昇任選考 | |
| 4 臨時的任用の承認 | 14 |
| 第2節 分 限 | 14 |
| 第3節 服務関係業務 | 14 |
| 第4節 給与関係業務 | 14 |
| 1 復帰以前の給与 | 14 |
| (1) 軍政府及び沖縄民政府時代 | |
| (2) 沖縄群島政府及び臨時中央政府時代 | |

| | |
|---------------------------|----|
| (3) 琉球政府時代 | |
| (4) 戦後から本土復帰までの給与の実施状況 | |
| (5) 給与に関する報告及び勧告の推移 | |
| (6) 復帰以前の諸手当の変遷 | |
| 2 復帰後の給与制度 | 30 |
| (1) 復帰時における給与の切替 | |
| (2) 給与に関する諸原則 | |
| (3) 給与制度の概要 | |
| (4) 復帰後の給与制度の主たる改正の経過 | |
| (5) 給料の調整額等及び諸手当の改正経過 | |
| (6) 給与の勧告及び報告 | |
| 3 給与等の条例案に対する意見 | 69 |
| 4 人事委員会規則の制定改廃状況 | 70 |
| 5 給与の支払監理 | 70 |
| 6 給与に関する報告及び勧告 | 70 |
| 第5節 勤務時間及び休暇等 | 71 |
| 1 復帰前の状況 | 71 |
| (1) 勤務時間 | |
| (2) 休憩時間 | |
| (3) 休息時間 | |
| (4) 休日 | |
| (5) 休暇 | |
| 2 復帰後の状況 | 75 |
| (1) 勤務時間 | |
| (2) 休憩時間及び休息時間 | |
| (3) 休日 | |
| (4) 休暇 | |
| (5) 週休2日制 | |
| (6) 育児休業 | |
| 第6節 公平審査関係業務 | 77 |
| 1 勤務条件に関する措置の要求 | 77 |
| (1) 制度の趣旨 | |
| (2) 処理状況 | |
| 2 不利益処分に関する不服申立て・審査請求 | 78 |
| (1) 制度の趣旨 | |
| (2) 処理状況 | |
| 3 公務災害補償に関する審査の請求 | 79 |
| 4 職員の苦情相談 | 79 |
| 5 退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議業務 | 80 |
| 6 職員団体関係業務 | 80 |
| (1) 職員団体の登録 | |
| ア 職員団体 | |
| イ 登録制度 | |
| ウ 規約の認証 | |

| | |
|-----------------------|-------------------|
| (2) 管理職員等の範囲の指定 | |
| (3) 復帰に伴う経過措置 | |
| 第7節 市町村等公平審査関係業務 | 81 |
| 1 復帰時の特別措置 | 81 |
| 2 勤務条件に関する措置の要求 | 82 |
| 3 不利益処分に関する不服申立て・審査請求 | 82 |
| 4 職員の苦情相談 | 82 |
| 5 職員団体関係業務 | 82 |
| (1) 職員団体の登録 | |
| ア 職員団体 | |
| イ 登録制度 | |
| ウ 規約の認証 | |
| (2) 管理職員等の範囲の指定 | |
| (3) 復帰に伴う経過措置 | |
| 第8節 労働基準監督関係業務 | 83 |
| 資料編目次 | |
| (総務関係) | 85 |
| (任用関係) | 88 |
| (分限関係) | 119 |
| (服務関係) | 121 |
| (給与関係) | 127 |
| (勤務時間及び休暇等関係) | 196 |
| (公平審査関係) | 203 |
| (市町村等公平審査関係) | 215 |
| (労働基準監督関係) | 222 |
| あとがき | 沖縄県人事委員会事務局長 茂太 強 |